

総 則

第 1 章 計画の策定方針

1-1. 計画の目的

(1) 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により二宮町防災会議が作成する計画です。
- 計画の目的は、二宮町の防災に関し、町や関係機関が取り組むべき事務や業務について、総合的な運営を計画化したもので、これを効果的に活用し、地域住民の生命・身体や財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、これによって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

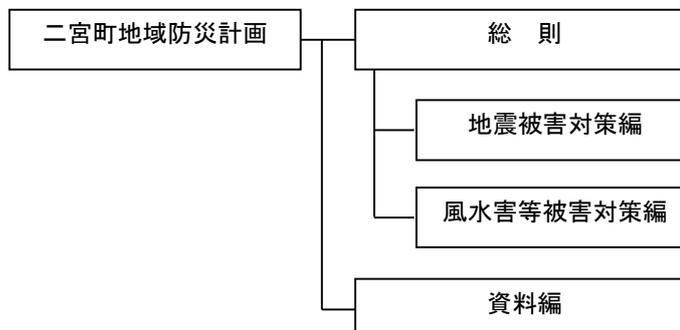
(2) 計画の修正にあたり

- 二宮町地域防災計画は、昭和 51 年度に策定し、平成 18 年度、そして平成 23 年 3 月 11 に発生した東日本大震災の経験や教訓を活かした平成 24 年 12 月の全面的見直しを行い、平成 27 年 3 月及び平成 29 年 3 月に修正をしてきたところです。
- 今回は、災害対策基本法・防災基本計画・土砂災害防止等の関係各法等の改定や南海トラフ地震に関する情報等を踏まえた「神奈川県地域防災計画(地震被害対策計画)」の修正への対応に加え、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等の新たな要素への対応を行うこととするものです。

(3) 計画の構成

○この計画の構成は、次のとおりです。

総 則	○二宮町及び防災関係機関等が自然災害に対して取り組むべき業務の大綱等を規定する
地震被害対策編	○二宮町に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定、震災予防対策の推進、被害発生防止・拡大防止の基本的事項、地震発生直後から町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制、措置等ならびに被災者の生活支援、町民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧・復興等の対策を規定する
風水害等被害対策編	○二宮町に影響を及ぼすと想定される風水害等(地震災害及び原子力災害を除く災害全般)の災害想定、災害予防対策の推進、被害発生防止・拡大防止の基本的事項、災害直後から町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制、措置等ならびに被災者の生活支援、町民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧・復興等の対策を規定する ○なお、その他の災害において、特段の記述がない場合においても、その対応・体制・措置は、原則同様とする
資料編	上記の各種対策に関連する資料等を掲載



■二宮町地域防災計画の体系

- 地震被害対策編のうち「第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」は、内閣府の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(令和3年5月一部改定)」を踏まえ、町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものです。
- 地震被害対策編は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となる計画です。
- 地震被害対策編は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下型地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第21条の規定に基づく「首都圏直下地震地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとします。

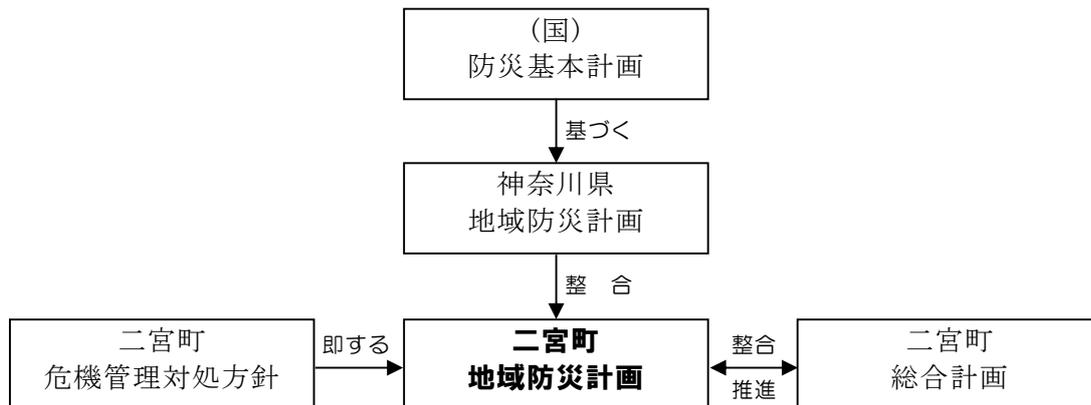
1-2. 計画の運用

(1) 計画の修正

- 二宮町防災会議は、地域内の社会情勢の変化や関連法令の改正、県地域防災計画の修正や関係機関の災害対策計画の改正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。また、町の各業務の予防計画が進捗し、防災力の強化が図られる場合は、応急対策計画も修正します。
- このため、町と防災関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以外の修正は、町防災会議が指定する期日までに計画修正案を町防災会議に提出するものとします。

(2) 他の計画との関係

- この計画は、町地域の災害対策に関する総合的で基本的な性格を有し、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画、神奈川県地域防災計画等、他の計画との整合性を図ります。



(3) 計画の習熟・周知

- 町や防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地や図上訓練その他の方法で、この計画に習熟し、広く地域住民に対して周知を図り、防災に寄与するよう努めます。

1-3. 計画の推進主体とその役割

(1) 防災力の向上に向けた取組み及び連携

○地域の防災力を向上させるためには、町民、企業、町、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組みを進めることが基本であり、国や県の支援も重要です。

1) 関係機関との連携・調整

- この計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組みと連携が大切です。そこで、平常時においては町防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。
- また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りながら、町災害対策本部において町域における応急活動対策の調整を行います。

2) 防災に関する諸対策の推進

- 防災に関する諸対策の推進にあたっては、町民、企業等の主体的な取組みと地域住民に最も密着した町の役割が大きく、町は、これらの取組みが円滑に進むよう、国及び県との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災力の向上に努めます。

3) 対策の総合的な展開

- この計画は、長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上と災害の発生に備えた事前準備を進め、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めるとともに、復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。

4) 災害発生時における地域の連携

- 発災時には、町民、地域の主体的な取組みと町の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。
- そのため、町民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加等の事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、要配慮者等の救助、避難所における自発的行動等、自主防災組織、消防団、企業、ボランティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。

5) 災害発生時における広域的な連携

- この計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を有効に活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要です。
- 町は、広域的な応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により、国、県及び他市町村等に対して協力・支援を求めます。

6) 男女共同参画の推進

- この計画は、町民の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図ることが重要です。町は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、男女共同参画の視点を意識した計画の推進に努めます。

7) 業務継続計画(BCP)の策定

- 町は、災害等が発生した際に、災害応急業務について全力で取り組むとともに、町民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、極力中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、業務継続計画(BCP)を策定します。

8) 被災地支援体制の構築

- 被災地の自治体は、庁舎、職員自体が被災しており、被災者の救援、復旧、復興のための十分な体制が整っていないことが想定されます。
- 町は、県と連携し、被災地支援を実施するための人員・設備等の支援体制の確立に努めます。

(2) 防災関係機関の実施責任

○災害応急活動推進のため、町・県・その他関係機関の果たすべき責任は次のとおりです。

実施責任者	果たすべき責任
二宮町	防災の第一義的責任を有する基礎自治体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。
神奈川県	市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。
指定地方行政機関	町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。
指定公共機関 指定地方公共機関	業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。
公共的団体 防災上重要な施設の管理者	平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

(3) 町民及び企業の責務

○災害応急活動推進のため、町民及び企業等の基本的な責務は次のとおりです。

基本的責務	
町 民	<p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、自らが防災対策を行います</p> <p>イ 「皆のまちは、皆で守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます</p> <p>ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を防災対策の実施や災害発生時に発揮できるよう努めます</p> <p>エ 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます</p> <p>オ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておきます</p>
企 業	<p>ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます</p> <p>イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます</p> <p>ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます</p>
災害救援 ボランティア	<p>ア 災害救援のため活動するボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます</p> <p>イ 災害救援のため活動するボランティアは、災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰る等できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します</p> <p>また、ボランティア相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます</p> <p>ウ 町及び県は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点(二宮町社会福祉協議会)の確保等、環境整備に努めます</p>

(4) 地震災害対策計画及び風水害対策計画の推進管理

1) 対策の着実な推進

- この計画を推進するためには、各防災機関が多くの上業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められることから、地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。
- また、国や県の財政措置を活用し、防災対策の第一線の機関としての町の防災力の一層の向上を図ります。

2) 計画の点検と充実

- この計画の推進にあたっては、毎年度次の点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、地震防災対策のより一層の充実を図ります。
- なお、点検・見直しには、県や関係機関等と協議、調整を行います。

- ・計画に位置づけた主な事業の実施状況やその成果と課題
- ・地震防災対策を取り巻く社会経済状況の変化と課題
- ・活断層調査等の調査結果等、種々の地震関連制度等の動向を踏まえた新たな課題

1-4. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1/5)

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
二宮町	ア 防災組織の整備及び育成指導 イ 防災知識の普及及び教育 ウ 災害教訓の伝承に関する啓発 エ 防災訓練の実施 オ 防災施設の整備 カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 キ 消防活動その他の応急措置 ク 避難対策 ケ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 コ 被災者に対する救助及び救護の実施 サ 保健衛生 シ 文教対策 ス 被災施設の復旧 セ その他の災害応急対策 ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
神奈川県	ア 防災組織の整備 イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ウ 防災知識の普及及び教育 エ 災害教訓の伝承に関する啓発 オ 防災訓練の実施 カ 防災施設の整備 キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ク 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 ケ 緊急輸送の確保 コ 交通規制、その他社会秩序の維持 サ 保健衛生 シ 文教対策 ス 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 セ 災害救助法に基づく被災者の救助 ソ 被災施設の復旧 タ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
指定地方 行政機関	<p>【関東管区警察局】</p> (ア) 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整 (イ) 管区内各県警察の相互援助の調整 (ウ) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携 (エ) 警察通信の確保及び通信統制 (オ) 津波警報の伝達 <p>【関東財務局(横浜財務事務所)】</p> (ア) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供 (イ) 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸与等 (ウ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等 (エ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 (オ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 <p>【関東農政局】</p> (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な農地保全施設の点検指導等の実施又はその指導 (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設整備 (ウ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保 (エ) 災害時における生鮮食料品等の供給 (オ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除 (カ) 土地改良機械及び技術者の把握並びに緊急動員 (キ) 被災農林漁業者等に対する資金の融通

(2/5)

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	<p>【関東農政局(神奈川支局)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (イ) 応急用食料・物資の支援に関する事 (ウ) 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関する事 (エ) 輸出証明に関する事 (オ) 関係職員の派遣に関する事
	<p>【関東森林管理局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成 (イ) 災害復旧用材(国有林材)の供給
	<p>【関東経済産業局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保 (イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (ウ) 被災中小企業の振興
	<p>【関東東北産業保安監督部】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 火薬類、高圧ガス、LPガス(液化石油ガス)、電気、ガス等の危険物の保安確保 (イ) 鉱山における災害時の応急対策と保安確保
	<p>【関東運輸局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 災害時における応急海上輸送対策 (イ) 代替輸送の輸送機関への指導調整 (ウ) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
	<p>【関東運輸局(神奈川運輸支局)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
	<p>【東京航空局(東京空港事務所)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置 (イ) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (ウ) 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底
	<p>【第三管区海上保安本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 大規模地震災害対策訓練等の実施 (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ウ) 港湾の状況等の調査研究 (エ) 船艇、航空機等による警報等の伝達 (オ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (カ) 活動体制の確立 (キ) 船艇、航空機等による海難救助等 (ク) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送 (ケ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (コ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (セ) 排出油等の防除等 (シ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (ス) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (セ) 海上における治安の維持 (ソ) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 (タ) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 (フ) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
	<p>【東京管区気象台(横浜地方気象台)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報 (イ) 東海地震に関連する情報の通報並びに周知 (ウ) 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備 (エ) 地震、潮位及び地殻ひずみに係わる観測施設の整備及び運用 (オ) 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 (カ) 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 (キ) 地震、津波に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力 (ク) 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣 (ケ) 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	<p>【関東総合通信局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 (イ) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し (ウ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特別措置(臨機の措置)の実施 (エ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
	<p>【神奈川労働局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 工場事業場における労働災害の防止
	<p>【関東信越厚生局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事 (イ) 関係機関との連絡調整に関する事
	<p>【国土地理院関東地方測量部】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (イ) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (ウ) 地殻変動の監視
	<p>【関東地方整備局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 防災上必要な教育及び訓練 (イ) 水防に関する施設及び設備の整備 (ウ) 災害危険区域の選定 (エ) 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 (オ) 災害に関する情報の収集及び広報 (カ) 水防活動の助言 (キ) 災害時における交通確保 (ク) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施 (ケ) 災害復旧工事の施工 (コ) 再度災害防止工事の施工 (サ) 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 (シ) 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力 (ス) 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策
	<p>【関東地方環境事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (ウ) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 (エ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
	<p>【南関東防衛局】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 所管財産の使用に関する連絡調整 (イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
指定 公共機関	<p>【電信電話機関(東日本電信電話株式会社神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 電気通信施設の整備及び点検 (イ) 電気通信の特別取扱 (ウ) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
	<p>【日本銀行(横浜支店)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 (イ) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (ウ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (エ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (オ) 各種措置に関する広報
	<p>【日本赤十字社(神奈川県支部)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 医療救護 (イ) 救援物資の備蓄及び配分 (ウ) 災害時の血液製剤の供給 (エ) 義援金の受付及び配分 (オ) その他災害救護に必要な業務
	<p>【日本放送協会(横浜放送局)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 気象予報、警報等の放送周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 (エ) 放送施設の保安

(4/5)

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 公共機関	【中日本高速道路(株)(東京支社)、東日本高速道路(株)(関東支社)】 (7) 道路の耐震整備 (イ) 道路の保全 (ウ) 道路の災害復旧 (エ) 災害時における緊急交通路の確保
	【首都高速道路(株)】 (7) 首都高速道路の耐震整備 (イ) 首都高速道路の保全 (ウ) 首都高速道路の災害復旧 (エ) 災害時における緊急交通路の確保
	【KDDI(株)】 (7) 電気通信施設の整備及び保全 (イ) 災害時における電気通信の疎通
	【鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))】 (7) 鉄道、軌道施設の整備、保全 (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (ウ) 災害時の応急輸送対策 (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	【日本通運(株)(西神奈川支店)】 (7) 災害対策用物資の輸送確保 (イ) 災害時の応急輸送対策
	【東京電力パワーグリッド(株)(平塚支社)】 (7) 電力供給施設の整備及び点検 (イ) 災害時における電力供給の確保 (ウ) 被災施設の調査及び復旧
	【国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入
	【日本郵便(株)(二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資
指 定 地 方 公共機関	【バス機関(神奈川中央交通(株))】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策
	【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
	【放送機関(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 (エ) 放送施設の保安
	【新聞社(株)神奈川新聞社】 (7) 災害状況及び災害対策に関する報道
	【神奈川県住宅供給公社】 (7) 災害時における住宅の緊急貸付

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 公共機関	<p>【ガス供給機関(小田原ガス株、公益社団法人神奈川県 LP ガス協会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ガス供給施設の耐震整備 (イ) 被災地に対する燃料供給の確保 (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧 <p>【一般社団法人神奈川県トラック協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害対策用物資の輸送確保 (イ) 災害時の応急輸送対策
公共的団体等	<p>【農業協同組合(J A 湘南二宮町支所)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (イ) 農作物災害応急対策の指導 (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 (エ) 被災農家に対する融資あっ旋 <p>【漁業協同組合(二宮町漁業協同組合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (イ) 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋 (ウ) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立 <p>【商工会等商工業関係団体(二宮町商工会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 (イ) 救助用物資、復旧資財の確保についての協力 <p>【水道用水供給事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県、町が行う被害状況調査及び応急給水への協力 (イ) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備 <p>【金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被災事業者等に対する資金融資 <p>【病院等医療施設の管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難施設(注)の整備及び避難訓練の実施 (イ) 災害時における入院患者等の保護及び誘導 (ウ) 災害時における病人等の受入れ及び保護 (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産 <p>【社会福祉施設の管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導 <p>【学校法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難施設の整備及び避難訓練 (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施 <p>【危険物施設及び高圧ガス施設の管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 安全管理の徹底 (イ) 防護施設の整備 <p>【各地区自主防災組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 防災知識の普及と防災訓練実施 (イ) 地震等の災害予防 (ウ) 地震等発生時の情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策 (エ) 防災用資機材の備蓄 <p>【婦人会等の各種団体・各地区団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 町が実施する応急対策への協力
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災関係資料の基礎調査 イ 自衛隊災害派遣計画の作成 ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 エ 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧 オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第2章 二宮町の自然的・社会的条件

2-1. 自然的条件

(1) 位 置

- 二宮町は、神奈川県の南西部に位置し、東京からの距離は約70kmです。東は大磯町、北は丹沢連峰を背に中井町、西は中村川をはさんで小田原市、南は白砂青松と紺青の海原「相模湾」に面しています。
- 町の東西には東海道線、東海道新幹線、国道1号線、西湘バイパスと小田原厚木道路が走り、南北には県道71号(秦野二宮)があつて、それぞれ町道と連結し住民の利便に供されています。

■二宮町域及び町役場の位置

町域位置			町役場位置	
北緯	極南	35° 17' (中村川口)	北緯	35° 17' 58"
	極北	35° 19' (平塚カントリー)		
東経	極東	139° 16' (下町境)	東経	139° 15' 19"
	極西	139° 13' (台山下中村川境)		



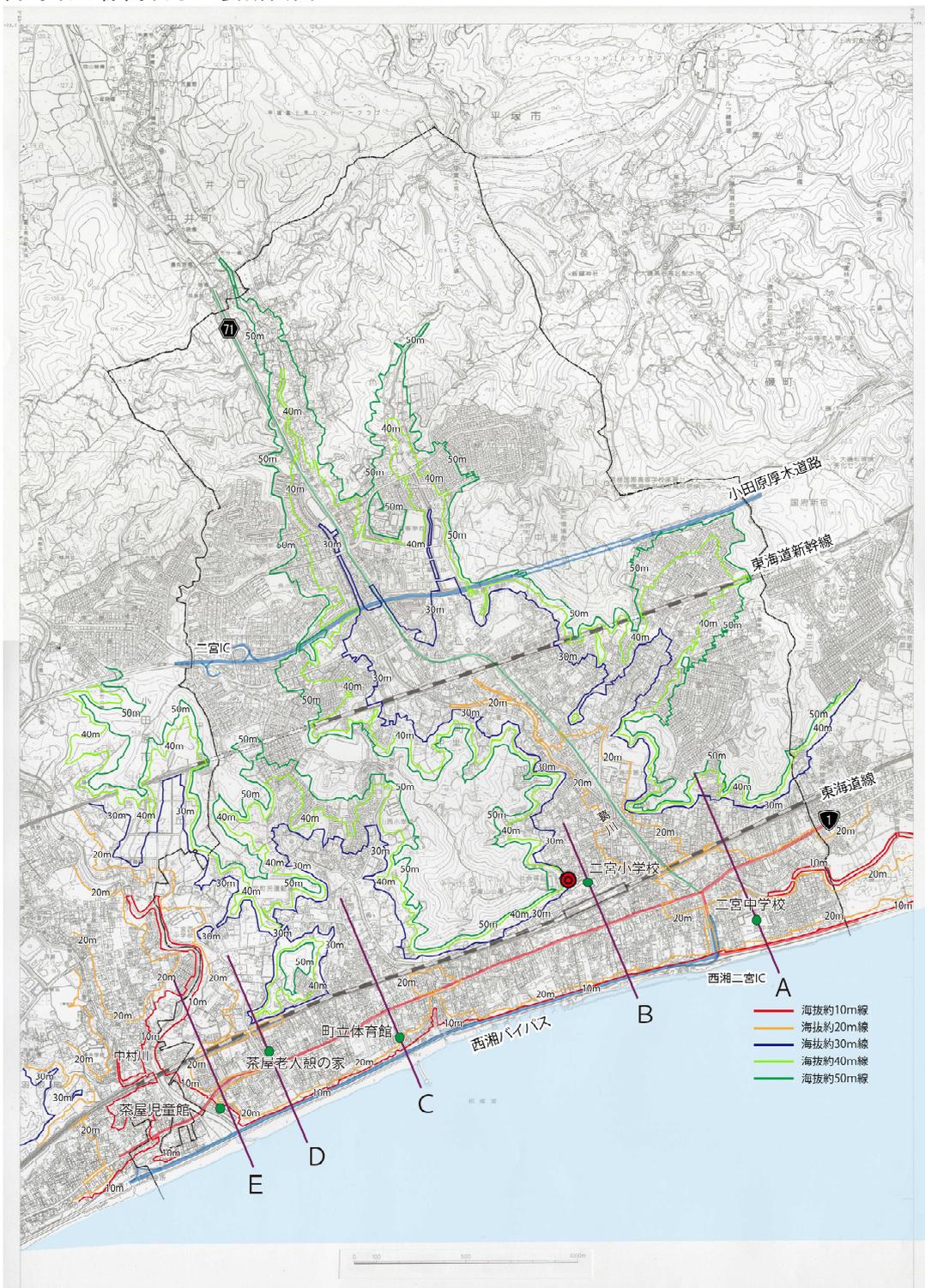
(2) 地 形

○町の形状はおおよそ三角形で、南部は東西の幅 3.3km、北に進むにしたがって狭くなり、南北は 3.8km、総面積 9.08km²です。地形的には北側の丘陵地と葛川とその支流の打越川に沿う低地部、南側の海岸段丘によって構成されています。丘陵地の標高は約 20～50m で、浸食が進み谷底平野が入り込んでいて、丘陵の南限は、高さ約 10～20m の急崖を形成し、海岸と接しています。

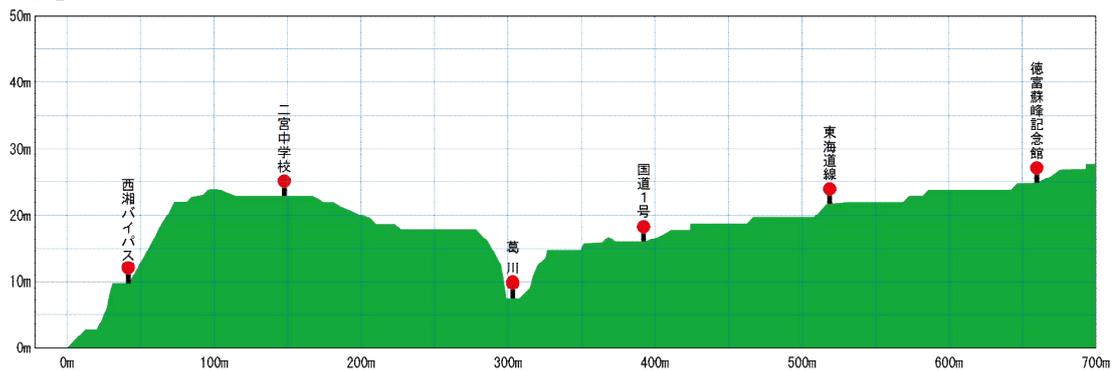
(3) 地質・地盤

- 二宮地域は、地質的には、山北層の一部で、基盤は洪積層の凝灰質砂礫岩で構成されていて、その上部に関東ローム層に対比される火山灰層や軽石層が載っています。
- 二宮地塊は、断層運動によって形成された地域で、第三紀頃までは海底で浸食を受けながら堆積され、洪積世の頃に隆起運動が起って断層隆起したものです。従って地盤は、火山灰層や凝灰質砂礫岩などでは強く、葛川流域のように火山灰粘土層、軟質凝灰岩や関東ローム層などでは弱いと思われます。
- 国の地震調査研究推進本部では、近年の地震が主要活断層帯以外でも発生していることから、これまでの個々の活断層ごとの評価に加えて、地域ごとの総合的な活断層評価を実施することとし、関東地域の活断層の長期評価を平成 27 年 4 月に公表しました。その結果によると、二宮町周辺には、町の西側に国府津－松田断層帯がありますが、相模トラフのプレート境界地震の震源域の分岐断層のため、本断層が単独で地震断層となることはないとは推定されています。

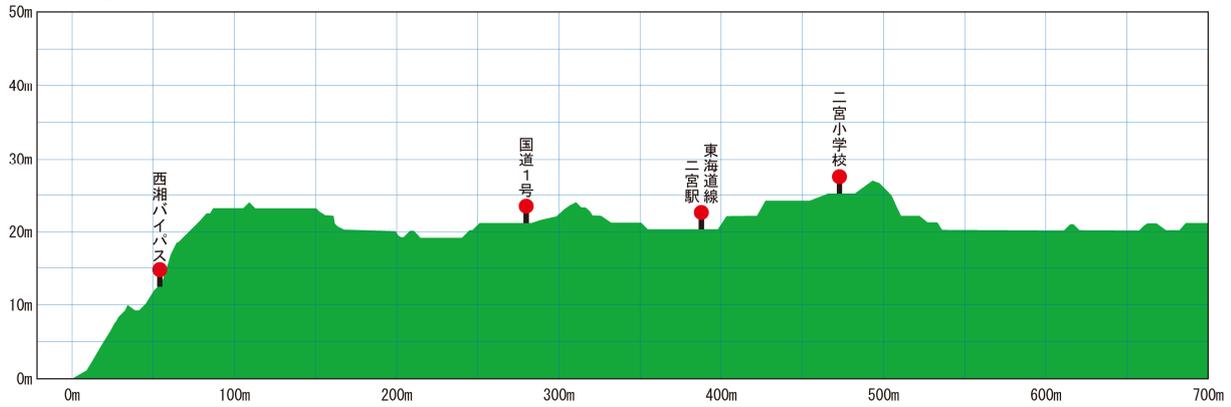
■二宮町域の標高及び主要断面図



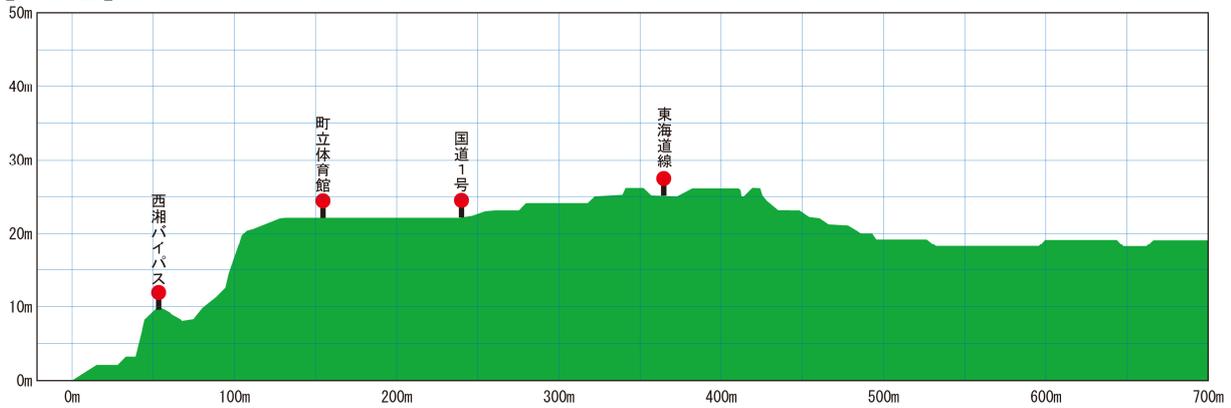
【A断面】



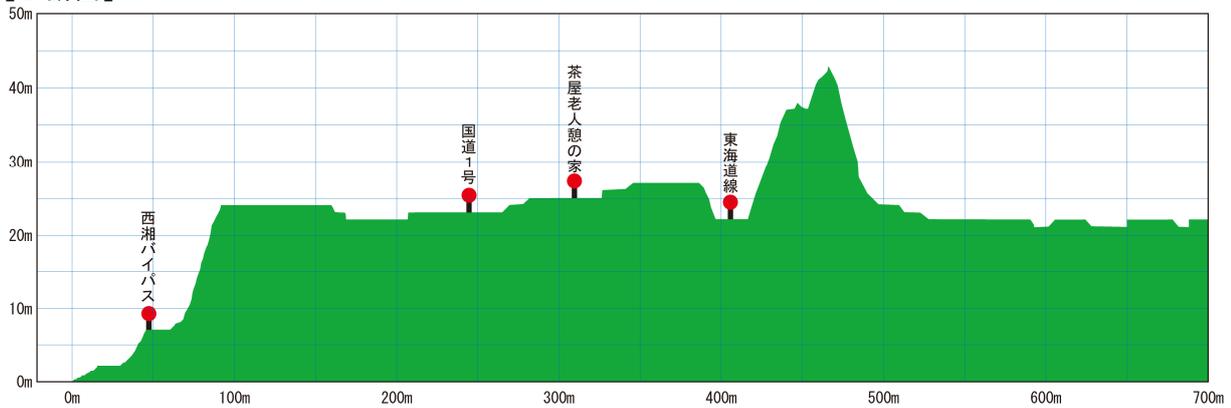
【B断面】



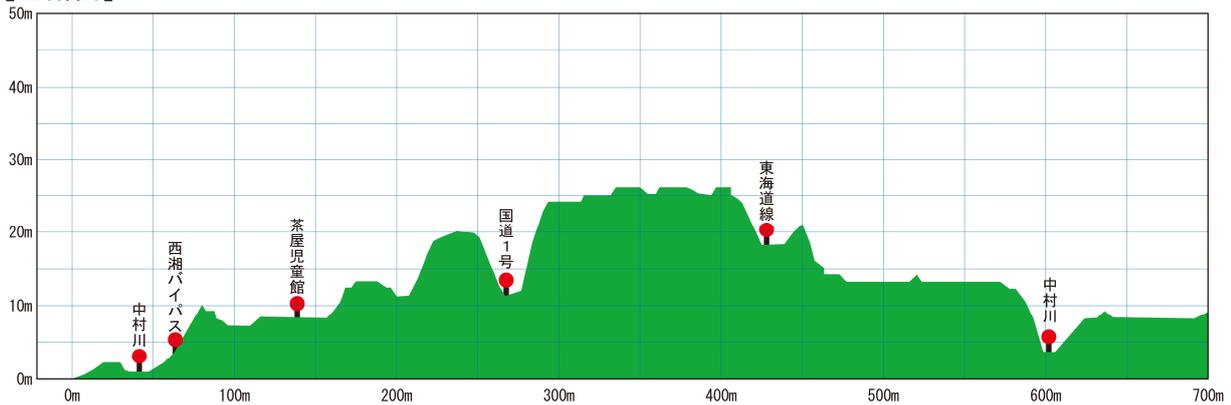
【C断面】



【D断面】



【E断面】



注) 断面図は基盤地図情報 5m メッシュをもとに作成

(4) 気 象

○気温は年平均 16℃前後と比較的温暖であり、12・1月が寒い時期となりますが、それでも平均気温は 7℃程度となっています。

○雨量は総降雨量 1,600mm 前後であり、夏季多雨冬季小雨といえます。

○平均風速は 1.2m/s 程度であり、年間の最多風向は南東方向となっています。

■ 気象概要

年 別	気温			湿度			風速・風向			気圧(標高 31m)			降雨	降雨量
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最大	平均	最多風向	最高	最低	平均	日数	Mm
平成	℃	℃	℃	%	%	%	m/s	m/s		hPa	hPa	hPa	日	Mm
28年	35.5	-4.3	16.3	98.7	8.4	70.6	19.7	1.4	西	1,032	981	1,012	129	1,740.5
29年	36.6	-4.4	15.6	99.9	11.6	72.2	20.6	1.2	南東	1,027	961	1,010	109	1,477.5
30年	35.9	-5.4	16.7	99.1	9.9	74.5	29.5	1.2	西南西	1,033	977	1,011	111	1,816.0
令和元年	36.0	-2.9	16.4	98.6	9.1	76.1	29.5	1.2	南東	1,031	958	1,011	122	1,816.5
2年	36.0	-2.2	16.6	98.6	11.3	78.6	19.4	1.2	南東	1,034	983	1,011	120	1,599.5
1月	18.5	-1.1	7.3	98.0	24.7	74.5	13.7	1.2	西	1,028	992	1,013	9	97.0
2月	20.1	-1.2	8.2	98.3	11.3	64.7	14.0	1.2	西	1,034	995	1,015	8	43.0
3月	23.2	0.1	11.0	98.3	12.5	71.1	16.8	1.5	南東	1,022	989	1,011	12	168.5
4月	22.8	3.9	13.1	98.3	16.6	71.6	16.5	1.5	南東	1,023	985	1,010	10	210.0
5月	29.2	9.2	19.4	98.3	21.9	79.4	15.2	1.2	南東	1,020	993	1,008	7	74.5
6月	31.0	17.0	23.2	98.3	40.2	86.7	17.0	1.1	南東	1,017	995	1,005	13	200.5
7月	31.3	18.3	24.4	98.3	49.1	92.3	19.4	1.1	南東	1,014	994	1,006	23	451.5
8月	36.0	22.6	28.4	98.0	45.8	85.3	10.7	1.0	南東	1,015	1,003	1,008	5	5.0
9月	34.1	15.8	24.5	98.6	43.3	86.7	17.3	1.2	北	1,015	999	1,009	17	101.0
10月	27.3	5.4	17.6	98.6	31.6	81.4	14.4	1.1	北	1,026	996	1,014	9	186.5
11月	24.3	4.7	14.1	98.3	30.0	77.6	17.6	1.1	西南西	1,032	1,001	1,017	4	10.0
12月	16.9	-2.2	7.8	98.6	15.2	72.1	13.4	1.0	西	1,026	983	1,014	3	12.0

出典) 二宮町統計書(令和2年版)

2-2. 社会的条件

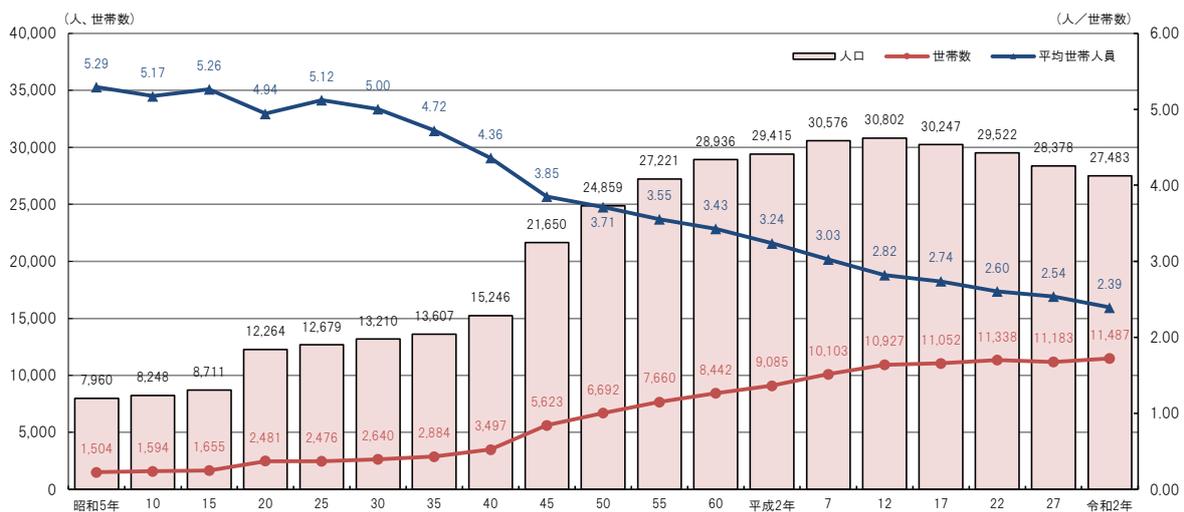
(1) 人口

○二宮町の人口は昭和40年から45年にかけて内陸部での大規模な宅地開発により急増し、その後も増加基調が続きましたが、平成12年の30,802人をピークとしてその後は人口減少に転じています。

年齢別に見ると、65歳以上の高齢者の比率が令和2年で34.7%に達しており、少子高齢化が急速に進んでいることを示しています。

○地区別にみると、町の中央部に位置する中里地区で人口及び世帯数が多くなっています。なお、百合が丘2・3地区、上町地区は、世帯構成人員数が少ない状況にあり、これら地区では、災害発生時の共助による避難体制の強化が必要と考えられます。

■二宮町の人口、世帯数及び世帯人員の推移



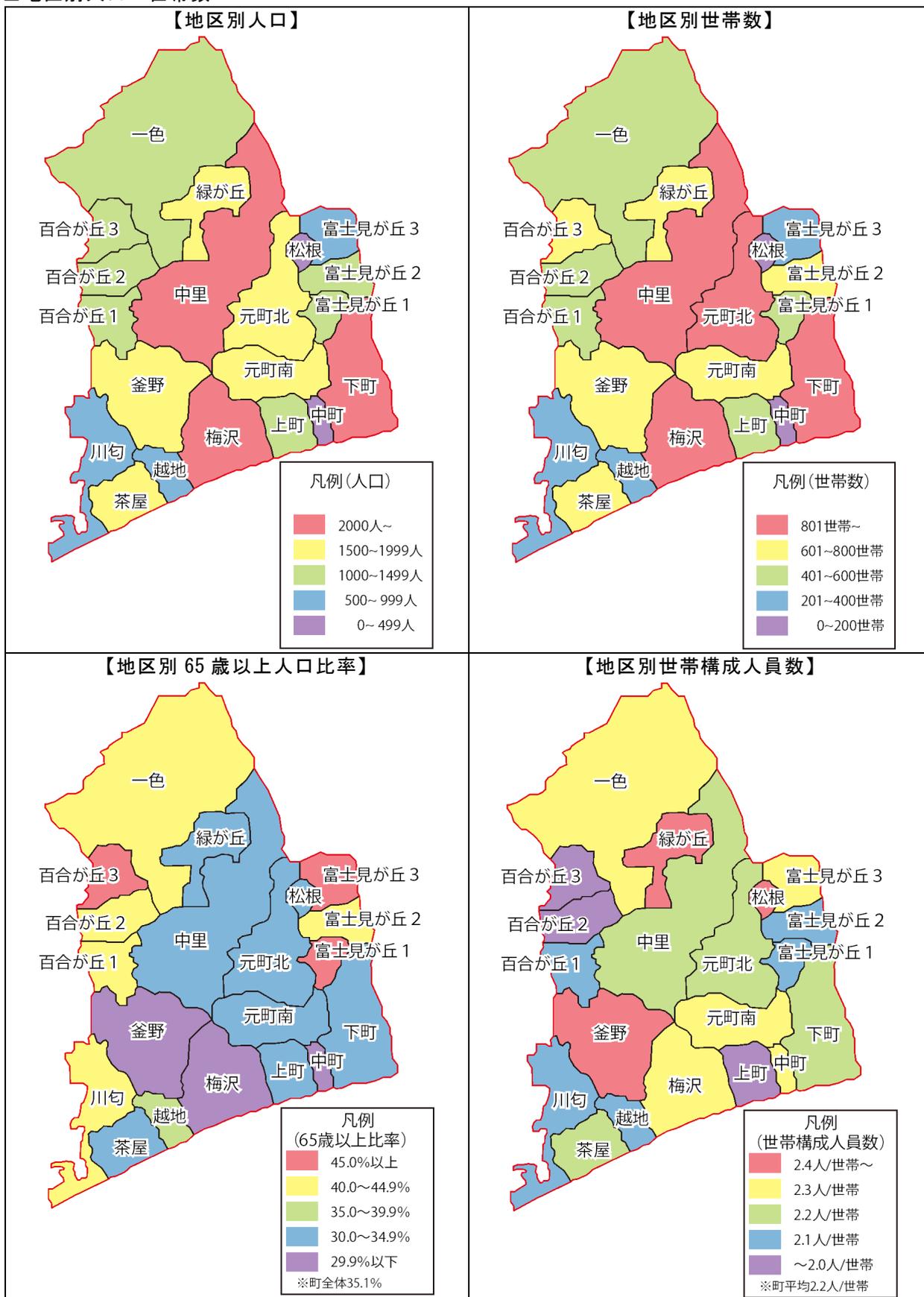
出典) 二宮町統計書(令和2年版)

■人口の年齢別構成比

年 別	年少人口 (~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳~)	年齢 不詳	構成比			年少人 口指数	老人人 口指数
					年少人口	生産年齢人口	老年人口		
平成	人	人	人	人	%	%	%		
28年	3,068	16,001	9,297	2	10.8	56.4	32.8	19.2	58.1
29年	3,006	15,751	9,427	2	10.7	55.9	33.4	19.1	59.9
30年	2,947	15,525	9,514	2	10.5	55.5	34.0	19.0	61.3
31年	2,918	15,392	9,585	2	10.5	55.2	34.4	19.0	62.3
令和2年	2,852	15,197	9,602	2	10.3	55.0	34.7	18.8	63.2

出典) 二宮町統計書(令和2年版)

■地区別人口・世帯数

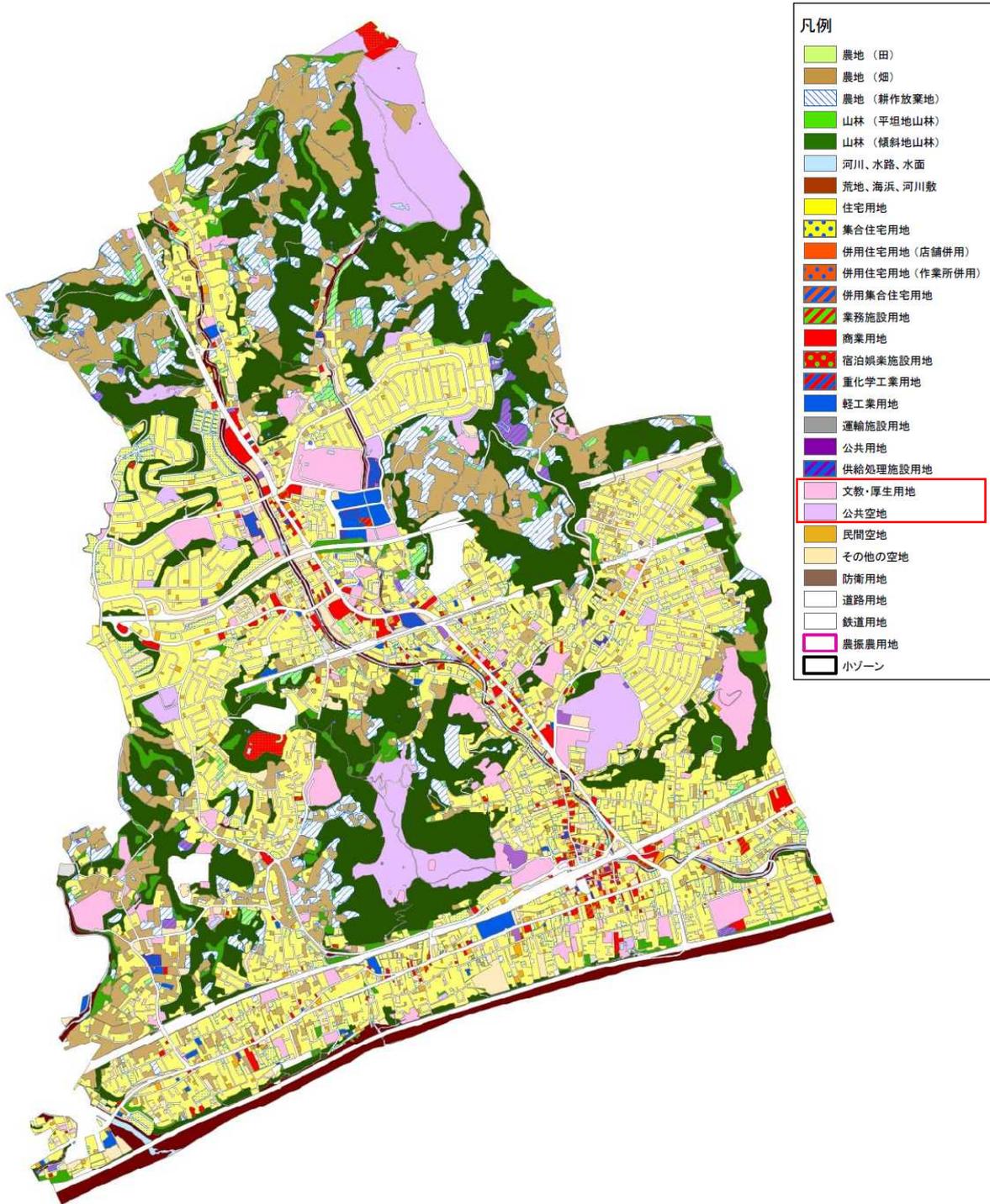


出典)二宮町資料(令和2年8月1日現在)

(2) 土地利用

○二宮町の土地利用として、最も多いのは、宅地の 2.87 km²であり、町域の約 31.6% を占め、住宅用地が町域全域に広がっています。

○なお、学校等の文教・厚生用地、公園等の公共用地が町域にバランスよく点在しているのが特徴と言えます。

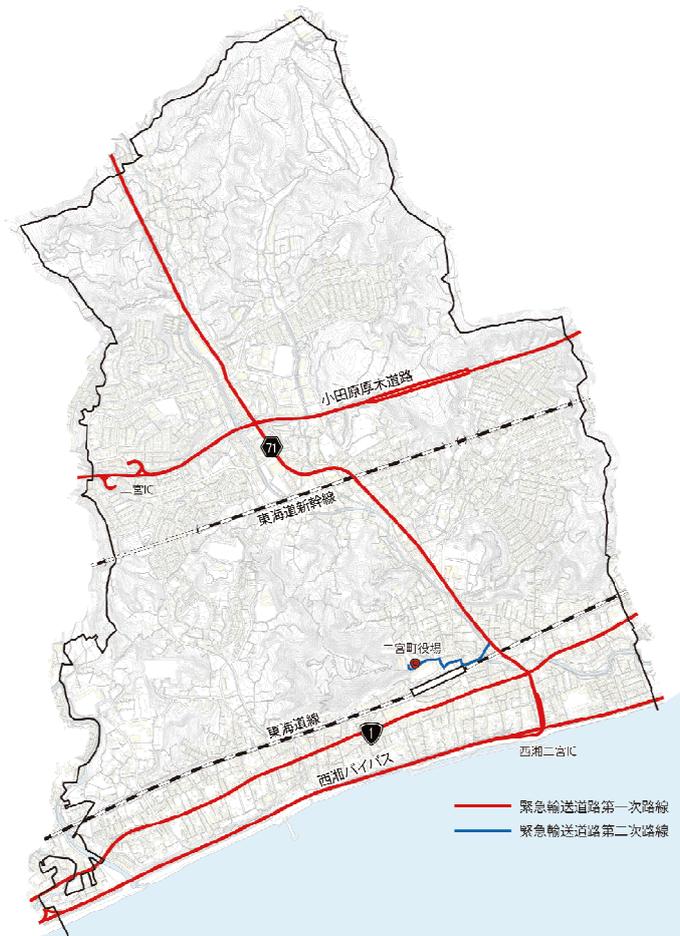


■土地利用現況図(平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査)

(3) 道路・交通

○東海道筋に位置する二宮町では、東西方向の交通網が発達しており、南から海岸沿いを走る西湘バイパス、国道1号、東海道線、東海道新幹線、小田原厚木道路などが町内を横断しています。また、東名高速道路の秦野中井インターチェンジも至近となっています。一方、南北方向のネットワークは弱く、骨格となる路線は県道71号(秦野二宮)のみとなっています。

○県では、救助や消火活動など応急対策のために、防災拠点や主要都市を連絡する国道などを緊急交通路指定想定路線(59 路線)として、また、復旧活動のための資材や要員、車両などの輸送のため、緊急輸送道路(386 路線)を指定しており、二宮町内では、第一次緊急輸送道路が4 路線、第二次緊急輸送道路が3 路線指定を受けています。



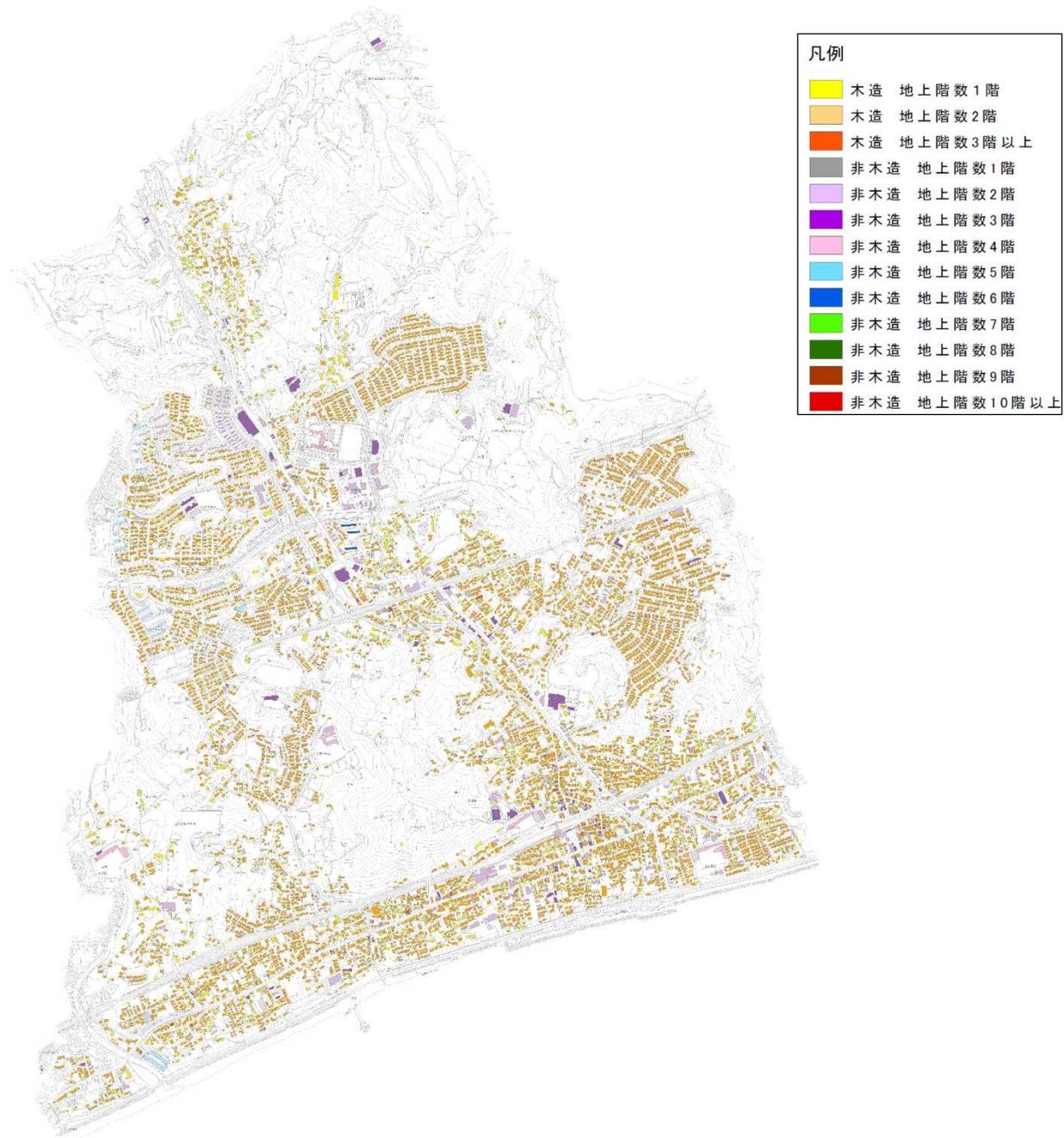
■二宮町における緊急交通路及び緊急輸送道路

		概 要	対象路線
緊急交通路 指定想定路線		大震災発生時、一般車両の通行禁止、制限の交通規制を受ける道路	国道1号
緊急 輸送 道路	第一次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線	国道1号(西湘バイパス) 国道271号(小田原厚木道路) 県道71号(秦野二宮)
	第二次路線	第一次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線	1級町道1号線 2級町道1号線 町道二宮81号線

(4) 建築物

○平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査(木造率の状況)によると、木造建物比率(延床面積)は 68.0%であり、2階建建物が多い状況にあり、東海道線以南は、建築物が多く立地している状況となっています。

○平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査(建物年齢別現況)によると、築 30 年以上(昭和 61 年以前に建築)経過した建物比率(延床面積)は、木造建築 36.7%・非木造建築 41.5%となっており、全体としては 38.0%となっています(新耐震基準は昭和 56 年 6 月より)。



■ 建物構造・階数別現況図(平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査)

(5) 防災施設

○令和3年4月1日現在、消防力の現況は、消防署1署と消防団5個分団が設置されています。

消防車両としては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ車・消防ポンプ車・救助工作車・高規格救急車・小型動力ポンプ等が配備されています。

消防水利としては、消火栓・防火水槽等が整備されています。

○災害用備品保管場所として、災害用備蓄コンテナや災害用備蓄倉庫等が避難所等に整備されています。

(6) 情報伝達

○災害時の円滑な応急対策実施のために、防災関係機関や住民の間の情報伝達が重要であり、町では全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政用無線の同報系や移動系子局の整備等を実施しています。

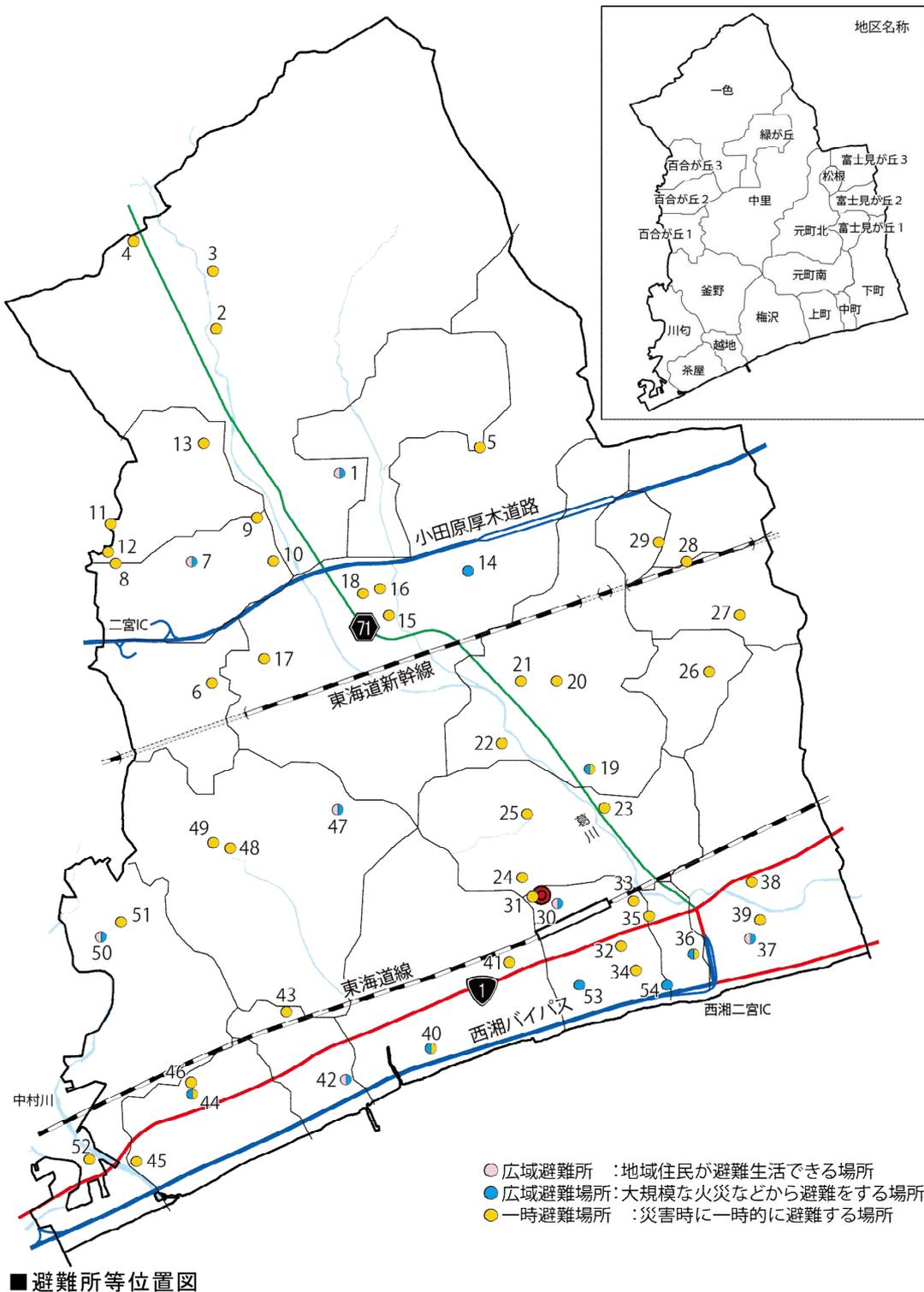
(7) 危険物

○令和3年4月現在、町内には危険物施設が10ヶ所あり、施設別には貯蔵所10ヶ所・取扱所4ヶ所となっており、地下タンク貯蔵所が7ヶ所と最も多くなっています。

(8) 避難所

○二宮町では令和3年10月現在、広域避難所7ヶ所、福祉避難所7ヶ所、広域避難場所14ヶ所、一時避難場所44ヶ所を指定しています。

○なお、災害対策基本法に基づく「指定避難所(福祉避難所含む)」「指定緊急避難場所」は、ハザードの状況を勘案し、それぞれ広域避難所・福祉避難所及び広域避難場所より選定しています。



■避難所等種類及び施設名称

※令和3年10月現在

所在地区	図中No	施設名称	広域避難所	福祉避難所	広域避難場所				一時避難場所			
					津波	地震 火事	洪水	崖崩	津波	地震 火事	洪水	崖崩
一色	1	県立二宮高等学校	★		★	★	★	★				
	2	一色防災コミュニティセンター		★					●	●	●	●
	3	一色公民館							●	●	●	●
	4	梅の木幼稚園							●	●	●	●
緑が丘	5	緑が丘防災コミュニティセンター		●					●	●	●	●
百合が丘1丁目	6	百合が丘公会堂							●	●	●	●
百合が丘2丁目	7	町立一色小学校	●		★	★	★					
	8	百合が丘老人憩の家							●	●	●	●
	9	百合が丘児童館							●	●	●	●
	10	二宮育美幼稚園							●	●	●	●
百合が丘3丁目	11	町立百合が丘保育園							●	●	●	●
	12	二宮公社共同住宅自治会館							●	●	●	●
	13	二宮テラス集会場							●	●	●	●
中里	14	東大二宮果樹園跡地			★	★	★	★				
	15	中里防災コミュニティセンター		★					●	●	●	●
	16	中里老人憩の家							●	●	●	●
	17	中里西公会堂							●	●	●	●
元町北	18	中里団地集会場							●	●	●	●
	19	生涯学習センター・ラティアン(花の丘公園含む)			★	★		★	●	●	●	●
	20	元町北防災コミュニティセンター		★					●	●	●	●
	21	二宮町保健センター		★					●	●	●	●
元町南	22	梅花保育園							●	●	●	●
	23	元町老人憩の家							●	●	●	●
	24	二宮町武道館							●	●	●	●
富士見が丘一丁目	25	二宮保育園							●	●	●	●
	26	富士見が丘児童館							●	●	●	●
富士見が丘二丁目	27	みちる愛児園						●	●	●	●	
富士見が丘三丁目	28	富士見が丘防災コミュニティセンター		★					●	●	●	●
松根	29	松根児童館							●	●	●	●
上町	30	町立二宮小学校	●		★	★	★					
	31	二宮町町民センター							●	●	●	●
	32	上町児童館							●	●	●	●
	33	栄通り子育てサロン							●	●	●	●
	34	二宮めぐみ幼稚園							●	●	●	●
	53	心泉学園			★							
	54	袖が浦公園			★							
中町	35	中町公会堂							●	●	●	●
	36	海の星幼稚園			★					●	●	●
下町	37	町立二宮中学校	★		★	★	★	★				
	38	下町老人憩の家							●	●	●	●
	39	下町児童館							●	●	●	●
梅沢	40	梅沢老人憩の家			★				●	●	●	●
	41	(株)藤田電機製作所							●	●	●	●
越地	42	町立体育館	★		★				●	●	●	●
	43	越地児童館							●	●	●	●
茶屋	44	茶屋老人憩の家			★					●	●	●
	45	茶屋児童館							●	●	●	●
	46	山西防災コミュニティセンター		★					●	●	●	●
釜野	47	町立山西小学校	●		★	★	★					
	48	釜野児童館							●	●	●	●
	49	二宮みどり幼稚園							●	●	●	●
川 匂	50	町立二宮西中学校	●		★	★	★					
	51	入川匂老人憩の家							●	●	●	●
(小田原市)	52	押切会館							●	●	●	●
総数					14				44			
内訳(災害種類に対応した避難所等)			7	7	14	8	7	4	39	44	41	33
災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所(★)			3	6	14	8	7	4	-	-	-	-

注) 福祉避難所については、公共施設についてのみ表示

参 考：二宮町の主な災害履歴

時 期		災害の内容等
1614年	慶長19年	○小田原地方地震(1月) ○関東大風雨(8月) ○慶長の地震(10月)
1703年	元禄16年	○東海地方大地震(M8.2)(11月) 押切橋崩壊、中里村内の堰堤5ヶ所崩切れ
1707年	宝永4年	○五畿七道地震(M8.2)(10月) ○富士山噴火(11月)。約半月間にわたる降灰で40cm程度積もる
1853年	嘉永6年	○相模小田原付近地震(M6.5)(2月)。家屋倒壊、死傷者あり
1898年	明治31年	○暴風雨により大磯～国府津の間の道路が不通、押切橋壊落、中郡死者3名
1903年	明治36年	○一色で火災発生、8棟全焼
1905年	明治38年	○押切の大火(12月)
1910年	明治43年	○台風により記録的大雨、県内河川の殆どが決壊し大洪水が起こる(8月)
1911年	明治44年	○暴風雨のため、二宮～中里間で馬車鉄道が流される(8月)
1923年	大正12年	○関東大震災(死者25名・重軽傷者26名)(9月1日)
1924年	大正13年	○相模地震(震度5)(1月15日) ○暴風雨のため押切橋流失、田畑に被害多し(9月)
1927年	昭和2年	○二宮駅前大火(13棟全焼)(2月)
1931年	昭和6年	○豪雨による洪水で塔台川護岸崩壊(10月)
1932年	昭和7年	○神奈川県下、台風により被害多発(11月)
1935年	昭和10年	○雹害(一色・中里・元町の農作物に甚大な被害(5月)) ○大豪雨により甚大な被害発生(昭和10年度予算額とほぼ同額)(10月)
1938年	昭和13年	○梅雨による台風で甚大な水害発生
1940年	昭和15年	○二宮の大火(上町・中町69戸全焼、半焼4戸)(1月)
1941年	昭和16年	○大豪雨(罹災2,940人、流失家屋9戸、床上浸水124戸)(7月)
1966年	昭和41年	○台風4号で県下被害多数(6月下旬)
1979年	昭和54年	○東海地震防災対策強化地域に指定される
1984年	昭和59年	○夏、集中豪雨にて峰岸山崩れ
2007年	平成19年	○台風9号により西湘バイパス一部破損、砂浜に被害
2011年	平成23年	○東日本大震災(震度5強、人的被害・火災・建物への被害なし)
2015年	平成27年	○震度5強を記録(5月30日)
2019年	令和元年	○台風15号(房総半島台風)、19号(東日本台風)と大きな台風が続き、 19号では避難者約180名あり
2021年	令和3年	○集中豪雨により吾妻山と兔沢で土砂流出(7月3日)

出典：「にのみやの歴史 創刊号(二宮町史編集委員会)」(平成元年6月)

：「にのみやの歴史 第2号(二宮町史編集委員会)」(平成2年3月)

：「二宮町史通史編」(平成6年3月)

：「湘南にのみや バーチャル郷土館(二宮町教育委員会)」(<http://shonanninomiya-virtualmuseum.info/index.html>)